

委託契約書(案)

収入

印紙

京都府を甲とし、(決裁後記載)を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり委託契約を締結する。

(契約要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- 委託業務の名称、内容等
令和3年度原子力防災活動資機材保守点検及び補修業務
- 委託料 (決裁後記載)円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(決裁後記載)円)
- 委託期間 令和3年〇〇月〇〇日から
令和4年3月18日まで
- 契約保証金 (決裁後記載)円 ※保証金免除の場合は「免除」とする。
- 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年2.5パーセント

(契約保証金) ※保証金免除の場合は削除

第1条の2 甲は、前条第4号の契約保証金を第8条第1項の遅延賠償金及び第11条第1項の違約金に充当することができる。

2 甲は、第5条の検査終了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。

(業務の処理の方法)

第2条 乙は、別添仕様書により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(処理状況の調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(委託業務の内容の変更)

第4条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(業務完了報告及び検査)

第5条 乙は、業務を完了したときは、直ちに甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日(以下「検査期間」という。)以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託料の支払)

第6条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に委託料を支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期

間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（検査の遅延）

第7条 甲が第5条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

（履行遅滞）

第8条 乙は、第1条第3号の期間内に業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第1条第2号の委託料に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第6条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成 23 年京都府条例第 29 号）」と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

（契約の解除）

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

（談合等による解除）

第10条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令、第 62 条第 1 項に規定する納付命令又は第 64 条第 1 項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（違約金）

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

- (1) 第9条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第9条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、委託料の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償の予定）

第13条 乙は、第10条各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、委託料の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

第14条 第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）

第15条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（権利の譲渡等）

第16条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第17条** 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。

(秘密の保持)

- 第18条** 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

- 第18条の2** 乙は、委託業務における個人情報の取扱いに係る京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第10条第1項に規定する必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により必要な措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。
 - (2) この契約による事務に関して知ることができた個人情報を、他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
 - (3) この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。
 - (4) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾を得ずに複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。
 - (5) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
 - (6) 甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理しないこと。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
 - (7) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬すること。
 - (8) この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
 - (9) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は条例により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。
 - (10) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いの状況について調査の必要があると認めて、乙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。
 - (11) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いが不適当と認めて、乙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。
 - (12) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(関係法令の遵守)

- 第19条** 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。


(協議)

- 第20条** この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年〇〇月〇〇日

甲 京都府知事 西脇 隆俊 

乙 住所 ○○○○○○○○
氏名 ○○○○○○ 

令和3年度原子力防災活動資機材保守点検及び補修業務仕様書（案）

1 件名

令和3年度原子力防災活動資機材保守点検及び補修業務

2 目的

原子力災害時、放射線測定や原子力防災従事者等の線量管理を適正に実施するため、府内の保管拠点に保管している原子力防災活動資機材の機能維持のための保守点検及び不具合が発生している原子力防災活動資機材の補修を行う。

3 内容

- (1) 別添「原子力防災活動資機材保管場所内訳一覧表」記載の原子力防災活動資機材を、各保管場所から回収する業務
 - ・ 資機材の回収は、各保管場所に資機材が配備されていない状態を避けるため、2回に分けて実施すること（ただし、対象となる資機材が保管場所に1台しかない場合及び補修対象となる資機材を回収する場合を除く）。
 - ・ 1回目で回収した資機材は、保守点検または補修業務を実施した上で、2回目の資機材回収前に各保管場所へ納品すること。
 - ・ 資機材の回収にあたっては、預かり票を作成し、各保管拠点に提出すること。
 - ・ 具体的な資機材の回収時期は、発注者と別途協議すること。
- (2) 原子力防災活動資機材の保守点検業務
 - ・ 対象とする資機材は下記7(2)ア～カに記載されたものとする。
 - ・ 各メーカー作成の点検要領書に従って、外観点検（コネクタ、スイッチ、ケーブル類等の損傷の有無）、機能点検（メーター、アラーム等の動作確認）及び校正を実施すること。
 - ・ 点検の結果、資機材に不具合が発見された場合は、速やかに当該資機材に係る情報（機種、管理番号、不具合の概要等）を発注者あて報告すること。
- (3) 原子力防災活動資機材の補修業務
 - ・ 対象とする資機材は下記7(3)アに記載されたものとする。
 - ・ 必要に応じて検出器（接続コードを含む）の交換等を実施すること。
 - ・ 補修後の外観点検（コネクタ、スイッチ、ケーブル類等の損傷の有無）及び機能点検（メーター、アラーム等の動作確認）を実施すること。
- (4) 保守点検及び補修が完了した原子力防災活動資機材を、各保管場所へ納品する業務
 - ・ 納品にあたっては、回収時の資機材と相違ないか、各保管拠点で確認を行うとともに、納品終了後は原子力防災課あて報告を行うこと。
 - ・ 点検の結果、不良が発見された資機材は、保管場所の如何によらず全て原子力防災課へ納品すること。
 - ・ 具体的な資機材の納品時期は、発注者と別途協議すること。

4 数量

別添「原子力防災活動資機材保管場所内訳一覧表」のとおり。

5 履行期限

令和4年3月18日（金）まで

ただし、校正終了後は、速やかに各保管場所あてに納品するよう努めること。

6 資機材の保管場所

資機材を保管・管理している保管場所の担当部局は下記のとおり。

なお、各担当部局において、所管している資機材保管場所が複数ある場合は、原則として各保管場所から資機材を回収し、保守点検等を実施の上、納品すること。

- ・ 京都府危機管理部原子力防災課（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）
 - ・ 京都市行財政局防災危機管理室（京都市寺町通御池上る上本能寺前町488）
 - ・ 京都府中丹広域振興局地域連携・振興部 総務防災課（舞鶴市字浜2020）
 - ・ 京都府中丹広域振興局地域連携・振興部 綾部地域総務防災課（綾部市川糸町丁畠10-2）
 - ・ 舞鶴市危機管理・防災課（舞鶴市字北吸1044）
 - ・ 綾部市防災・危機管理課（綾部市若竹町8-1）
 - ・ 福知山市危機管理室（福知山市字内記13-1）
 - ・ 京都府南丹広域振興局地域連携・振興部 総務防災課（亀岡市荒塚町1-4-1）
 - ・ 京都府南丹広域振興局地域連携・振興部 園部地域総務防災課（南丹市園部町小山東町藤ノ木21）
 - ・ 京都府建設部南丹土木事務所美山出張所（南丹市美山町安掛25-1）
 - ・ 京都府建設交通部大野ダム総合管理事務所（南丹市美山町檜原中ノ山48-5）
 - ・ 南丹市危機管理対策室（南丹市園部町小桜町47）
 - ・ 京丹波町総務課（船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62-6）
 - ・ 京都府丹後広域振興局地域連携・振興部 総務防災課（京丹後市峰山町丹波855）
 - ・ 京都府丹後広域振興局地域連携・振興部 宮津地域総務防災課（宮津市字吉原2586-2）
 - ・ 宮津市消防防災課（宮津市字柳縄手345-1）
 - ・ 伊根町総務課（与謝郡伊根町字日出651）
 - ・ 京都府立丹波自然運動公園旧宿泊棟（船井郡京丹波町曾根崩下代110番地7）
 - ・ T R I 倉庫（綾部市とよさか町1番地）
 - ・ 京都府警察本部警備第1課（京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3）
- * 各警察署の資機材の回収・納品については、上記警察本部の指示によること。

【保管場所】

- 南丹警察署（南丹市園部町上本町南2-5）
 - 福知山警察署（福知山市字堀小字上高田2108-3）
 - 舞鶴警察署（舞鶴市南田辺9）
 - 綾部警察署（綾部市宮代町宮ノ下6・7・8合地）
 - 宮津警察署（宮津市字鶴賀2151）
 - ・ 京都中部広域消防組合消防本部（亀岡市荒塚町1-9-1）
 - ・ 京都中部広域消防組合園部消防署（南丹市園部町上木崎町大將軍19-2）
 - ・ 宮津与謝消防組合消防本部（宮津市字須津413-26）
- （資機材の内訳は、別添「原子力防災活動資機材保管場所内訳一覧表」のとおり）

7 業務内容

(1) 点検等（各機器共通）

ア 外観点検（コネクタ、スイッチ、ケーブル類等の損傷の有無）

イ 機能点検（メーター、アラーム等の動作確認）

※ 各メーカー作成の点検要領書に従って点検すること。

(2) 校正

ア GM管式サーベイメータ

内訳：ALOKA製 TGS-146B 92台

ALOKA製 TGS-1146 13台

合計 105台

β面線源⁶⁰Co又は³⁶Clを用いること。

機器効率試験はJIS Z 4329に準じること。

直接法における放射能面密度への換算係数校正はJIS Z 4504に準じること。

イ ラビットシンチレーションサーベイメータ

内訳：ALOKA製 TCS-319H 53台

合計 53台

β面線源⁶⁰Co又は³⁶Clを用いること。

機器効率試験はJIS Z 4329に準じること。

直接法における放射能面密度への換算係数校正はJIS Z 4504に準じること。

ウ 電離箱式サーベイメータ

内訳：ALOKA製 ICS-323C 81台

合計 81台

γ線源¹³⁷Csを用いること。

校正方法はJIS Z 4511に準じること。

校正範囲は100mSv/h以下

* 校正を2年毎に実施しているため、前年度に校正した機器を回収しないよう確認すること。

エ γシンチレーション式サーベイメータ

内訳：ALOKA製 TCS-161 5台

ALOKA製 TCS-166 2台

ALOKA製 TCS-171 3台

ALOKA製 TCS-1172 1台

合計 11台

γ線源¹³⁷Csを用いること。

校正方法はJIS Z 4511に準じること。

校正範囲は0.25mSv/h以下（バックグラウンドを除く）

オ デジタルポケット線量計

内訳：ALOKA製 PDM-222VB・PDM-222VC・PDM-222-SZ

合計 467台

γ線源¹³⁷Csを用いること。

校正方法はJIS Z 4511に準じること。
校正定数は、3回照射の平均値より求めること。

カ 車両用ゲートモニタ

内訳：LUDLUMMEASUREMENTS. INC社製 Model152-1 5台 合計 5台

γ線源 137Csを用いること。
校正方法はJIS Z 4511に準じること。

(3) 補修

ア GM管式サーベイメータ

内訳：ALOKA製 TGS-1146 5台 合計 5台

上記(2)-アに規定された性能を充足するよう、必要な補修を行うこと。

8 納品及び点検結果報告

(1) 機器の納品については、以下のとおりとする。

- ・ 履行期限に関わらず、保守点検、補修を行った資機材は順次納品すること（保管場所単位でも可）。
- ・ 資機材本体に、校正日を記載したラベルを貼付すること。
- ・ 1台につき1セット、機器の作動に必要なアルカリ乾電池（又はコイン型リチウム電池）を付属すること。
- ・ 保守点検において不良が発見された資機材は、不良機器と判別できる表示（シールの貼付など）を行い、正常な機器と明確に区別できるようにした上で、回収した保管場所に拘わらず、全て原子力防災課に納品すること。

(2) 納品完了後、速やかに点検結果報告書を取りまとめ、原子力防災課あて提出すること。

- ・ 報告書は、保管場所ごとに取りまとめること（不良が発見された機器を除く）。
- ・ 報告書には、機器を特定するため、形式、シリアルナンバーの他、京都府資機材管理システムの登録番号（QRコード付きの番号）を併記すること。
- ・ 不良が発見された機器については、報告書中の点検結果箇所を太線で囲むなど、視認性を高くした上で、上記に拘わらず別冊として取りまとめること。
- ・ 保守点検及び補修実施者の記名、押印をすること。

(3) 校正証明書、取扱説明書等、本業務において発行された書面がある場合は、報告書と併せて提出すること。

9 その他

(1) 各保管場所への輸送費は、本契約に含むものとする。

(2) 本仕様書の内容又は記載のない事項で疑義が生じた場合には、府と受注者で協議のうえ決定すること。

10 連絡先

京都府 危機管理部 原子力防災課

連絡先：（電話）075-414-4474 （FAX）075-414-4477

令和3年度 原子力防災活動資機材保管場所内訳一覧表 (型式別台数表示)

(単位:台)

番号	資機材名 保管場所	GM管式サーバイメータ (表面汚染検査用サーバイメータ)	ラキッドシンレーションサーバイメータ	電離箱式サーバイメータ	αシンレーション式サーバイメータ	γシンレーション式サーバイメータ	中性子サーバイメータ	電子式警報付ポケット線量計 電子式ポケット線量計	ゲートモニタ Model52-1 車両用 TPM-903B 人・車両兼用 AM-801 人・車両兼用
①	京都府 危機管理部 原子力防災課	48		30	2	1		321	1
		TGS-123C 1 TGS-123C 1 TGS-136 3 NHJ-120 12 TGS-146B 28 校正 28		ICS-323C 30 校正 15	TCS-212 1 TCS-232 1	TCS-171 1 校正 1		PDM-222VB 162 校正 5 PDM-222VC 159	AM-801 1
②	京都市 行財政局 防災危機管理室	12		10				41	
		TGS-146B 12 校正 12		ICS-323C 10 校正 5				PDM-222VB 41 校正 20	
③	京都府中丹広域振興局 地域連携・振興部 総務防災課	46	38	20	3	8	2	152	1
		TGS-123C 5 TGS-146B 31 校正 31 <H28>TGS-1146 10 校正 5 補修 5	TCS-319H 38 校正 38	ICS-301 5 ICS-323C 15 校正 9	TCS-212 2 TCS-232B 1	TCS-161 4 校正 4 TCS-1172 4 校正 1	NSN-10014Z 2	PDM-222VB 162 校正 76	Model52-1 1 校正 1
④	京都府中丹広域振興局 地域連携・振興部 綾部地域総務防災課	2		2		1		38	
TGS-146B 2 校正 2	ICS-301 2	TCS-1172 1		PDM-222VB 37 校正 19 PDM-222VC 1					
④	京都府中丹広域振興局 地域連携・振興部 福知山地域総務防災課								3
Model52-1 2 TPM-903B 1									
⑤	舞鶴市 危機管理・防災課	3		9		3		664	
		TGS-1146 3 校正 3		ICS-323C 9 校正 4		TCS-161 1 校正 1 TCS-171 1 校正 1 TCS-1172 1		PDM-222VC 580 校正 148 PDM-222VB 84 校正 44	
⑥	綾部市市長公室 防災・危機管理課	4		6		5		50	
		TGS-136 2 <H28>TGS-1146 2 校正 2		ICS-323C 6 校正 3		TCS-166 2 校正 2 TCS-171 1 校正 1 TCS-1172 2		PDM-222VB 27 校正 25 PDM-222VC 23	
⑦	福知山市市民総務部 危機管理室	3		7				32	
		TGS-146B 3 校正 3		ICS-323C 7 校正 3				PDM-222VC 32 校正 28	

⑧ 京都府南丹広域振興局 地域連携・振興部 総務防災課			1				5	
			ICS-323C 1 校正 1				PDM-222-8Z 4 校正 1 PDM-222VC 1 校正 1	
⑨ 京都府南丹広域振興局 地域連携・振興部 園部地域総務防災課	2	2	7				65	
			TGS-146B 2 校正 2 TCS-319H 2 校正 2 ICS-323C 7 校正 3				PDM-222VC 65 校正 32 南丹園部 37 南丹土木(奥山山事務所) 15 大野ダム 13	
⑩ 南丹市 総務部 危機管理対策室	1	1	2				32	
			TGS-146B 1 校正 1 TCS-319H 1 校正 1 ICS-323C 2 校正 1				PDM-222VC 32 校正 16	
⑪ 京丹波町 総務課危機管理室	1	1	4				16	
			TGS-146B 1 校正 1 TCS-319H 1 校正 1 ICS-323C 4 校正 2				PDM-222VC 16 校正 8	
⑫ 京都府丹後広域振興局 地域連携・振興部 総務防災課	9	8	3				17	2 Model 52-1 1 TPM-903B 1
			TGS-146B 9 校正 9 TCS-319H 8 校正 8 ICS-323C 3 校正 1				PDM-222VC 17 校正 9	
⑬ 京都府丹後広域振興局 地域連携・振興部 宮津地域総務防災課	2		3					2 Model 52-1 1 TPM-903B 1
			TGS-146B 2 校正 2 ICS-323C 3 校正 1					
⑭ 宮津市 消防防災課		2	11				26	
			TCS-319H 2 校正 2 ICS-323C 11 校正 5				PDM-222VC 26 校正 13	
⑮ 伊根町 総務課	1	1	2				21	
			TGS-146B 1 校正 1 TCS-319H 1 校正 1 ICS-323C 2 校正 1				PDM-222VC 21 校正 10	
⑯ 南丹警察署			10					
			ICS-323C 10 校正 5					
⑰ 福知山警察署			2					
			ICS-323C 2 うち校正 1					
⑱ 舞鶴警察署			17					
			ICS-323C 17 校正 8					

⑮ 綾部警察署				8					
				ICS-323C 8 校正 4					
⑯ 宮津警察署				10					
				ICS-323C 10 校正 5					
⑰ 園部消防署									25
									PDM-222VC 25 校正 12
⑱ 京都中部広域消防組合				4					
				ICS-323C 4 校正 2					
㉓ 宮津与謝消防組合				4					
				ICS-323C 4 校正 2					
㉔ 京都府立丹波自然運動公園旧宿泊棟									4
									Model52-1 2 校正 2 TPM-903B 2
㉕ TRI倉庫									4
									Model52-1 2 校正 2 TPM-903B 2
総計 (保有台数)	134	53	172	5	18	2	1,505	16	
	TGS-121 3 TGS-123B 1 TGS-123C 6 TGS-136 5 TGS-146B 92 TGS-1146 18 NHJ-120 12	TCS-319H 53	ICS-301 7 ICS-323C 165	TCS-212 3 TCS-232 1 TCS-232B 1	TCS-161 5 TCS-166 2 TCS-171 3 TCS-1172 8	NSN-10014Z 2	PDM-222VB 503 PDM-222VC 998 PDM-222-SZ 4	Model52-1 9 TPM-903B 6 AM-801 1	
計 (本業務における校正 及び補修台数)	110	53	81	0	11	0	467	5	
	【校正】 TGS-146B 92 【校正】 TGS-1146 13 【補修】 TGS-1146 5	【校正】 TCS-319H 53	【校正】 ICS-323C 81		【校正】 TCS-161 5 【校正】 TCS-166 2 【校正】 TCS-171 3 【校正】 TCS-1172 1		【校正】 PDM-222VB 188 【校正】 PDM-222VC 277 【校正】 PDM-222-SZ 1	【校正】 Model52-1 5	